

## 6 入居申込資格

### (1) 一般世帯の申込資格

市営住宅に申し込まれる方は、次の①から⑥までの全ての条件を満たしていることが必要です。

#### ① 現在、住宅に困っていること。

原則として、持ち家（共有持ち分を含む。以下同じ。）のある方（同居しようとする親族に持ち家のある方がいる場合も含む。）は申し込みできません。ただし、持ち家を売却予定又は除去予定で、入居者資格本審査までに持ち家の引き渡しなどが確認できる場合は申し込みできます。また、土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は申し込みできる場合がありますので、ご相談ください。

次のような方が該当します。

- 例) ・家主から退去を求められている。  
・民間の賃貸住宅を借りる資力が無い。  
・住宅用でない建物に住んでいる。など

■現在公的住宅（区市町村営住宅等）の入居者の方や住宅を持っている方は、原則として申し込みできません。（呉市営住宅の募集停止住宅の入居者を除く。）

#### ② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。

婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（現在同居しており、住民票で「夫（未届）」・「妻（未届）」などその事実が確認でき、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが証明できる方。）、申込日から3か月以内に婚姻予定の方及びパートナーシップ関係にある方は申し込むことができます。

■家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。

（例）夫婦（上記の事実上婚姻関係と同様の事情にある方及びパートナーシップ関係にある方を含む。）の分離は原則として認められません。（配偶者からの暴力被害者の方を除く。）

※出生や死亡の場合を除き、申込後の同居親族の変更や、婚約者の変更があった場合は申込みを無効とします。

※入居決定までに、同居親族の死亡等により単身者となった場合は、入居者資格を失います。（申し込まれた住宅が単身者の入居対象住宅である場合を除く。）

#### ③ 世帯全員の収入合計(月収額)が入居収入基準内であること。

(注)この月収額は、一般的に言われる「手取り」とか「月々いくら」という金額とは異なります。

(計算方法や基準額は、8～16ページをご覧ください。)

#### ④ 市町村民税や市営住宅家賃を滞納していないこと。

入居者資格本審査時に確認調査を行います。

調査により滞納があることが判明した場合は、入居できません。

#### ⑤ 申込者及び同居しようとする方が暴力団員でないこと。

入居者資格本審査時に確認調査を行います。

調査により暴力団員であることが判明した場合は、入居できません。

#### ⑥ 申込者が成人であること。

## (2) 単身者の申込資格

単身者の入居対象住宅に申し込みができる方は、次のア及びイの条件を満たしていることが必要です。

ただし、下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊の各地区に所在する住宅は、アの条件のみを満たしていれば単身で申し込むことができます。

- ア 前記「(1)一般世帯の申込資格」の①・③・④・⑤・⑥の全ての条件を満たしていること。
- イ 次の「単身での申込みに必要な資格」の(ア)から(コ)までのいずれかの条件を満たしていること。

### [単身での申込みに必要な資格]

- (ア) 60歳以上の方
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けた方（障害の程度が1級～4級）  
提出する書類(写し)：身体障害者手帳
- (ウ) 戦傷病者手帳の交付を受けた方（特別項症～第6項症又は第1款症の方）  
提出する書類(写し)：戦傷病者手帳
- (エ) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方  
提出する書類(写し)：医療特別手当証書・特別手当証書
- (オ) 生活保護を受けている方  
提出する書類(写し)：生活保護受給証明書
- (カ) ハンセン病療養所入所者等  
提出する書類(写し)：ハンセン病療養所入所者等であることが証明できるもの
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（障害の程度が1級から3級）  
提出する書類(写し)：精神障害者保健福祉手帳
- (ク) 療育手帳の交付を受けた方  
提出する書類(写し)：療育手帳
- (ケ) 配偶者からの暴力被害者の方 ※詳しくはお問い合わせください。
- (コ) 犯罪被害者等の方 ※詳しくはお問い合わせください。

※特定公共賃貸住宅(特公賃)への単身入居申込資格については、この限りではありません。

- 申し込みできるのは、市営住宅一覧表の単身入居の欄が「可」又は「条件付可」となっている住宅のみです。  
なお、単身者の入居対象住宅は、原則として、住戸専用面積が55㎡以下の住宅です。
- 配偶者のいる方（前記の事実上婚姻関係と同様の事情にある方及びパートナーシップ関係にある方を含む。）の単身での申込みや、同居者と不自然に別居して申し込むことはできません。（配偶者からの暴力被害者の方を除く。）
- 日常生活において常時介護・支援が必要な方は、必要な介護体制が整わないなどにより、日常生活に支障があると認められる場合には、申込みをお断りすることがあります。